

規 則

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十号

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則（昭和五十七年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（一）中「あて先」を「宛先」に、「ついでには、」の次に「極度額
田の範囲内で」を加える。

様式第二号（二）中「あて先」を「宛先」に、「氏 名」を「④」を

「氏 名（自署又は記名押印）」に改める。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に、「氏 名」を「④」を「氏

名（自署又は記名押印）」に改める。

様式第四号中「医師 氏 名」を「④」を「医師 氏 名（自

署又は記名押印）」に改める。

様式第六号中「あて先」を「宛先」に、「氏 名

④」を「氏 名（自署又は記名押印）」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。